

"Truth for its own Sake"  
シャーロット・ブロンテの『ヴィレット』における  
反カトリシズム(2)

"Truth for its own Sake"  
Anti-Catholicism in Charlotte Brontë's *Villette* (2)

森 ゆかり  
Yukari MORI

**Abstract** Part II of this essay focuses on the Roman Catholic "Lies" and "Falsehood" in its moral theological aspects, as conceived by Brontë and by the Protestant polemicists in Mid-Victorian England. Section III discusses lies ("formal lies") and falsehood ("material lies") in the Catholic moral theology. It was said that the guilt incurred in each case was distinguished by the presence or absence of the justifiable causes ("ex justa causa"). Protestant critics, such as Charles Kingsley, were strongly offended by this distinction since they mistakenly supposed that "Truth for its own sake" was not a virtue pursued by the Catholic faithful. As for other misleadings of non-verbal kinds, Catholic rules of conduct were also objectionable to the English Protestants because they allowed "material simulations" (non-verbal misleadings with justifiable causes). Section III summarizes varieties of "material lies" and "material simulations" so tactfully deployed by Madame Beck and Father Silas in *Villette*. Lastly, Section IV examines that Father Silas applied the same principle of "ex justa causa" to the use of knowledge obtained by the confessionals. Lucy's refusal to disclose the content of her own confession seems to indicate her indirect reproach to Fr. Silas for his violation of the sacramental seal.

### III. 「嘘」と「虚偽」

ヴィクトリア朝英国反カトリシズムに関する先駆的研究であるBest (1967)は、当時の反カトリシズムが、ローマ・カトリックを真理の敵であると認識していたことを指摘する。即ち、英国プロテスタント宗教改革以来カトリックが事実上非合法化されていた迫害時代には、プロテスタント英国国教会の首長である国王への忠誠は、カトリックの首長であるローマ教皇への忠誠と本来的に矛盾するものであり、カトリック信仰自体が、その本質規定上、英国の政治的かつ宗教的根本原理と対立するものであったためである。しかも、英国国教会内で要求されて

いた『三十九箇条』をはじめとする各種宣誓に関して、カトリック司祭は、信徒に対し特別免除 (dispensations)を与えることができ、生命や財産に対する危険を伴う不都合な宣誓をしなければならぬ際に生じる罪料を免除したのである。<sup>1</sup>カトリックの宣誓は信頼できないというこの偏見は、英国で1829年カトリック解放令が発効し、宣誓に関する危険の多くが法律上存在しなくなった後も長くプロテスタント英国に残存し、1864年には以下に引用するキングズリーの悪名高い論評が出る背景を構成しているのである。

*Truth, for its own sake, had never been a virtue with the Roman clergy. Father Newman informs us that it need not, and on*

the whole ought not to be; that cunning is the weapon which Heaven has given to the saints wherewith to withstand the brute male force of the wicked world which marries and is given in marriage.<sup>2</sup>

上記はWhig史観を代表するJ.A. Froude, *History of England*の書評として書かれたものだが、ヴィクトリア朝の反聖職者主義偏見が、主として、真理をめぐる問題に関するものであることをよく表している。ここで槍玉に上げられたニューマンとの論争が、ニューマンの*Apologia Pro Vita Sua* (1864)執筆のきっかけとなったのだが、*Villette*における反カトリシズムを扱ったLawson (1991)では、この論争が1864年と、*Villette*執筆以後のものであるため、論点の類似を指摘するのに留まり、詳しい分析をそれ以上進めていない<sup>3</sup>のは残念である。なぜならキングズリが引用・反論している論点の一部は、ニューマンがカトリック位階制復興直後に行った講演、例えば上述の*Certain Difficulties*等に基づいているからである。

キングズリは書評について抗議書簡を送ってきたニューマンに対し、パンフレット"What, then, does Dr. Newman Mean?"(1864)を公にして論争を継続する。ここでキングズリは、聖座より1818年列福、1839年列聖、1871年にはその倫理神学上の功績のため教会博士と宣言されることとなる(論争の時点ではそうでない)レデンプトール会創立者、聖アルフォンソ・マリア・デ・リグオーリの名を挙げて、カトリック倫理神学は嘘や、特にあいまいな言葉の使用に関して弛緩であると非難する。<sup>4</sup>リグオーリは当時、列聖、列福といった聖座の正統性承認を受けた直後であり、彼が生前教皇不可謬性、ウルトラモンタニズムを信奉していたこと、また実際各国でのリグオーリ倫理神学導入が、ウルトラモンタニズム浸透の印でもあったため、<sup>5</sup>英国プロテスタントとの論争上、格好の標的となっていたのである。<sup>6</sup>この冊子の中でもキングズリは改めて以下のコメントを加える。

Truth was not a virtue for its own sake, but only for the sake of the spread of 'catholic opinions', and the 'salvation of their own souls'; ... and cunning was the weapon

which Heaven had allowed to them to defend themselves against the persecuting Protestant public ...<sup>7</sup>

キングズリによると、カトリックの倫理神学では、命題が偽であるか、または、ある言明がその発話者の意図と一致しない嘘の場合、更に、発話者の意図していない別の解釈が聞き手を誤解させる"equivocation"(あいまいな言葉の使用)の場合にも、相手の魂の救済やカトリック宣教等、何か正当な理由があれば、これらの虚偽が許されているのだという。命題の真理値が偽であっても、正当な理由("ex justa causa")がある場合には、虚言("falsiloquium")として許容され、正当な理由の無い偽の命題が嘘("mendacium")とされて罪科を問われるのならば、嘘と虚言を区別するのは、正当な理由があるかどうかにかかわらず、徳としての真理自体がないがしろにされてしまうのではないかと、というのが、キングズリの論点である。カトリック倫理神学で正当な理由("ex justa causa")と見なされるものには、生命の危険を回避する、相手の魂を救済する、カトリック宣教の為、などがここで挙げられているが、何をもって正当な理由とするのか、この原理が乱用されないという保障は何もないのである。この点は、マダムベックとシラー神父が虚言を使用する際にも、問題とされる点である。

上記キングズリの論点に対し、ニューマンがどのような反駁をしたのか見てみよう。まず嘘についてだが、正当な理由がある場合に嘘をつくことを許容するのは、何もカトリック倫理神学に限ったことではなく、Jeremy Taylor, Milton, Paley, Johnson等、英国国教会の人々も認めていることであり、この点リグオーリだけが批判の対象になっているのは公平を欠くと論駁する。<sup>8</sup>しかしながらリグオーリが正当な理由の存在する時に、"equivocation"を認めている点については、ニューマンもこれを受け入れ難く感じており、これが英国人のカトリック不信の一つの原因となり得ることを率直に認めている。

... as to playing upon words, or equivocation, I suppose it is from the English habit, but, without meaning any disrespect of a great Saint, ... I admit it as

little as the rest of my countrymen: and without any reference to the right and the wrong of the matter, of this I am sure, that, if there is one thing more than another which prejudices Englishmen against Catholic Church, it is the doctrine of great authorities on the subject of equivocation. For myself, I can fancy myself thinking it was allowable in extreme cases for me to lie, but never to equivocate.<sup>9</sup>

ニューマンは更に*Apologia*の別の箇所、イタリア人の性格のよき部分は尊敬するものの、あいまいな言葉の使用については、"I like the English rule of conduct better"<sup>10</sup>と自身の見解を述べている。但しここでニューマンも言及している様に、リグオーリが自分に課した厳しい倫理基準と、告解等自らの司牧経験から体系付けた比較的ゆるやかな倫理神学とは区別されるべきである。<sup>11</sup>不幸なことに、キングズリをはじめとするプロテスタント英国論壇においては、倫理神学の体系と実際の行動規範が混同され、リグオーリの倫理神学が、カトリック教会で採用されている実際の行動規範であると誤解されてしまったために、カトリック国のラテン・イタリア人は嘘つきであり、英国人はその正直さを誇りとする誤った民族的偏見が導き出されてしまったのである。<sup>12</sup>

さて、以上の点を踏まえた上で*Villette*においてカトリックと『嘘』、『虚偽』がどのように結び付けられているのかを見てみよう。以下に引用するのは、マダム・ベックの寄宿学校に職を得て間もない頃のルーシーが、ラバスクール(ベルギーがモデルとなっている)の女達について、これまた辛らつな寸評をする場面である。ラバスクール女達は良心の痛みもなく、平気で嘘をつくと言われ、シャーロットはここでもカトリック・ベルギー人への偏見を隠さないが、この偏見もまた上記キングズリの民族的偏見と共通の根を持つことは、これまでの議論が明らかにしたところである。ルーシーは、カトリックにとって嘘は小罪に過ぎず、小説を読んだり、ミサに与らなかつたりする方がうんと罪科が重いと言うのである。

Whenever a lie was necessary for their

occasions, they brought it out with a careless ease and breadth altogether untroubled by the rebuke of conscience. Not a soul in Madame Beck's house, .... was above being ashamed of a lie; they thought nothing of it: to invent might not be precisely a virtue, but it was the most *venial* of faults. 'J'ai menti plusieurs fois' formed an item of every girl's and woman's monthly confession: the priest heard unshocked, and absolved unreluctant. If they had missed going to mass, or read a chapter of a novel, that was another thing: these were crimes whereof rebuke and penance were the unfailing meed.<sup>13</sup>

キングズリはカトリック信徒が平気で嘘をつく理由をその倫理神学に求める。彼によると、カトリック倫理神学では、嘘によって隣人や神を傷つける等の結果をもたらさないならば、嘘自体は単なる小罪であって大罪ではなく、小罪を幾ら積み重ねても大罪にはならない上、正当な理由を持つ虚偽は、もともと罪とされないのであるから、軽い償いをしさえすれば嘘は許されると安易に考えるカトリック信徒がいたとしたら、彼等は常習的に嘘をつきかねないというのである。

But a lie is a *venial* sin, if it 'neither hurts our neighbour or God gravely or causes a grave scandal'; as no lie told in behalf of the Catholic faith can well do, though one wise Pope laid it down that it was a sin to tell a lie, even for the sake of saving a soul. But though it were a sin, the fact of its being a *venial* one seems to have gained for it, as yet, a very slight penance. Meanwhile, *as a thousand venial sins can never make one mortal one, a man may be a habitual liar all his life long, without falling into mortal sin.*<sup>14</sup>

一方、仮に、嘘を話し手が真であると考えているのと一致しない事柄を他人に伝達すること、と定義するとしたら、嘘に伴う罪科は何も、話し言葉、書き言葉に限らず、他の伝達手段を使った場合にも

生ずる可能性があると考えられる。即ち、仕草や行動等で相手に偽りを伝達したり、本来の意図を隠すために、相手にあいまいな仕草、行為をすることもできるのである。キングズリはコミュニケーション上のこの種の虚偽についても、カトリック倫理神学を厳しく批判する。

Moreover, though 'formal simulation', when 'one signifies by outward act something different to what he has in his mind', is illicit, as a lie, yet 'material simulation' or strategem, is not so. "For when one does something, not intending the deception of another, but some end of his own, then it is *allowable on cause*; although, from other circumstances, men might conjecture that the act was done for another end. So Joshua fled lawfully, not meaning fear, but that he might draw the enemy further from the city of Hai'. From which one can gather, that *Romish casuists* allow the same strategems to man against his neighbours, in peaceable society, which Protestant public opinion allows (and that with a growing compunction) only to officers in war, against the enemies of their country.<sup>15</sup>

キングズリの主張によると、バスカル『プロヴェンシアル』でも悪名高い、"Jesuit casuistry"がカトリック倫理神学で許容されるのは、前述の様に、嘘("formal lie")と虚言("material lie")を正当な理由が存在するかどうかにより区別して、正当とされる理由さえあれば、言葉による虚偽を許すからである。同様に言葉以外の伝達行為の領域で、イエズス会士的戦略が許されるのも、仕草、行動による意志伝達について、正当な理由があるかどうかで、"formal simulation"と "material simulation"を区別し、許容されないものと、許容されるものを弁別するからである。キングズリは更に、単に正当な理由ばかりでなく、自分の目的のために "material simulation" を使ってもよいというのがカトリック倫理神学が教えるところだと主張している。カトリックが罪科を認めない "material simulation" は、プロテスタント英国人にとって、戦時、敵に対して行使するのさ

え、ちゅうちょさせる種類の虚偽なのである。

さて、前述の通りマダム・ベックは作品中ルーシーからイグナチアと称されているが、これは勿論イエズス会創立者イグナチオ・デ・ロヨラの女性形名称である。マダム・ベックもまた、ヴィクトリア朝英国人が嫌悪してやまない、言葉と行動による "Jesuit casuistry" を、倫理規範すれすれのところで縦横無尽に駆使して、自らの目的を達成しようとする。彼女はムッシュ・ポールとルーシーとの間を引き裂くため、ムッシュ・ポールの過去の恋人で、修練女として亡くなったジュスティーン・マリとの経緯、ムッシュ・ポールが現在置かれている境遇をそれとなく知らせるために、イエズス会士シラー神父と共謀、綿密な手筈を整えて、一見何の変哲もない使いの用事をルーシーに託しマダム・ヴァルラパンのところへ行かせるのである。

Madame Beck's suddenly recollected message and present, my artless embassy to the Place of the Magi, the old priest, accidentally descending the steps and crossing the square, his interposition on my behalf with the bonne who would have sent me away, his reappearance on the staircase, my introduction to this room, the portrait, the narrative so affably volunteered - all these little incidents, taken as they fell out, seemed each independent of its successor; a handful of loose beads; but threaded through by the quick-shot and crafty glance of a *Jesuit-eye*, they dropped pendant in a long string, like that rosary on the prie-dieu.<sup>16</sup>

*Villette*中、このように本当の意図を隠しつつ、一見もってもらしく、優しささえも擬装して、ルーシーを思う様に動かして当初の目的を達成するのは、"this unlicked wolf-club muffled in the fleece"<sup>17</sup>のメンバーであるマダム・ベックとシラー神父の常套手段だが、彼等が作品中縦横無尽に行使したコミュニケーションと行動上の不誠実、"material lies" "equivocations" "material simulations"のうち、主なものをリストしてみよう。

最もあからさまな嘘は、マダム・ベックをはじめ皆がついたもので、ムッシュ・ポールが「アン

ティギア号」で西インド諸島に出帆するという嘘。ムッシュ・ポールがこれより後に出発する別の便に予定変更したことを知りつつこの命題を発話したマダム・ベックは、正当な理由のための虚偽を言ったに過ぎず、罪科を問われない。もっともこの嘘はもう少し手がこんでいて、かつて真であった命題が偽の命題となった時点で、これを否定しなかったというもの。<sup>18</sup>

マダム・ベックの"material simulations"は、もっとも手汚ない。寄宿学校での最後の日には、ルーシーがムッシュ・ポールと別れを告げる機会を持つことがないよう、物音を遮断した部屋にルーシーを呼び出し、英語の仏訳をさせ、<sup>19</sup>これに失敗すると、二人がもう少しで対面できる直前にマダムが二人の間をふさいでしまう。<sup>20</sup>更にルーシーがムッシュから伝言を受け取った晩、彼女にアヘンを盛り、外出できないように目論んだりという具合である。<sup>21</sup>

これらの不誠実は全て忠実なるカトリック信者のムッシュ・ポールがルーシーと兄妹の契りを結んだことで、背教の危険に晒されており、ムッシュ・ポールをこの霊的危険から救い出す<sup>22</sup>という正当な理由によって("ex justa causa")、カトリック教会が許容する(と当時の反カトリック論壇が攻撃した)虚偽なのである。しかしながら実際には、もともとムッシュとルーシーの結婚を望まなかったこの三人が(以前からムッシュを欲していたマダム・ベックは、嫉妬心から、ムッシュから援助を受けていたシラー神父とマダム・ヴァルラヴエンは経済的動機から)、たまたまマダム・ヴァルラヴエンが西インド諸島に持っていた地所管理をめぐる利害の一致を見たために、<sup>23</sup>ルーシーとムッシュ・ポールを引き裂くべく、とどこおりにムッシュを西インドに派遣するための策略なのである。

このように正当な理由さえあれば、普通なら絶対に許されない不誠実が許されるのも、聖アルフォン・ソリグオーリやイエズス会神学者の、ややゆるやかな倫理体系を極端に誇張したものであり、"Truth for its own Sake"をモットーとしたプロテスタント英国反カトリック論壇が執ように批判した点である。特定の行為が許されるか、それとも禁じられるか、「自由」か「法」かの択一に関し良心に疑いが生じた場合、自由の側の意見が、法の側の意見と同程度に蓋然的であるならば、自由の側に従ってよいとする同等蓋然説("aequiprobabilismus")を

唱えた聖アルフォン・ソリグオーリ、たとえ法の側の意見がより蓋然的であっても、自由の側の意見が真に蓋然的であるならば、それに従ってよいとする蓋然説を採用するイエズス会神学者は、いずれも人間の倫理的な生活に対し、あくまで罪の危険を避けつつ、最大限の自由を保障しようとしたのである。<sup>24</sup>セクションの最初でも述べた様に、これら倫理神学の体系は、既に起きてしまった罪に対処するものであり、実際の行動規範ではない点、聖アルフォン・ソリグオーリもイエズス会神学者も、当時カトリック教会を束縛していた厳しすぎる道徳律を主張するヤンセニズムへの反動として、これらの倫理神学説を主張した点が考慮されるべきである。こうした神学史的な文脈と、カトリック倫理神学の細かい点をいわば無視した偏見が、前述のCarlyleをはじめ、シャーロットにもいわば無意識のうちにあったのである。

#### IV. 告解の封印

さてルーシーはラバスクール園を"this land of convents and confessionals"<sup>25</sup>と呼んでいるが、作品中、マダム・ベックの寄宿学校も、その昔女子修道院であったとされている他、このモデルとなったエジェ寄宿学校自体も創設時から、エジェ夫人のおばでフランス革命から亡命して来た修道女が奉職しており、ここの校風を決定したという。<sup>26</sup>1749年、教皇ベネディクト14世が禁域外で活動を行う女子修道会を正式認可した後は、特にフランス革命後のフランス、ベルギーで、従来の盛式誓願による女子観想修道会よりも、この単式誓願による活動女子修道会が著しい進展を示したと言われる。<sup>27</sup>19世紀に入りシャーロットが留学した頃には、"Sisters of Mercy"<sup>28</sup>をはじめ、教育・看護等の活動を行う目的で、独自の組織と資産を持ち、女性総長の下で中央集権化したこれら活動女子修道会が、ローマ教皇直轄の恩恵を受け、創立教区を越えて、海外宣教をはじめ国際的展開を繰り返していた。シャーロット自身はこれを拒否しているが、彼女が理想とした自立した独身女性としての生き方<sup>29</sup>は意外にこういった形で、当時実現可能であったのかもしれない。

さてイグナチアならぬ、寄宿学校校長マダム・ベックは言わば、修道院共同体の修院長であり、イ

イエズス会士も顔負けする程の行政手腕で共同体規律を徹底させる。彼女は歩いて音もたてないスリッパを履き、校内を幽霊の如く滑り("glide")ながら、鍵穴から覗き、扉の陰で聞き耳をたてる。<sup>30</sup>"not walk but glide"というのはヴィクトリア朝文学でイエズス会士を形容する常套手段であり、<sup>31</sup>また当時の修道会では、個人宛ての手紙を検閲するのは格段珍しいことでもなかったという。<sup>32</sup>

Madame must have possessed high administrative powers: ... It is true that madame had her own system for managing and regulating this mass of machinery; and a very pretty system it was: the reader has seen a specimen of it, in that small affair of turning my pocket inside out, and reading my private momoranda. "Surveillance," "espionage," - these were her watch-words.<sup>33</sup>

勿論マダム・ベックはただ単に個人のプライベートシーを監視しているだけではない。何らかの正当な理由が存在すれば(あるいは正当に聞える理由をたてて)、真綿でくるんだ如く一見あたりさわりがないものの、イエズス会士が講じるのと同じ精妙な術策で介入し、自分の意図した目的を必ず達成するのである。以下に引用するのは、ミサに与らない事よりは、嘘をつく事の方が悪いと、うっかり言ってしまったために、生徒と個人的に話す機会がある(ルーシーにとっては、そんなことはどうでもよかったのだが)際にはいつも、まるで申し合わせたかのようには、同僚の教師かマダム・ベックが音もなく現れて、ルーシーに監視の目を光らせる様子である。前セクションで説明した様に、カトリック倫理神学で、嘘は小罪と見做されるだけなのに、ミサに与らないのは敬神徳に違反する重い罪なのである。

In an unguarded moment, I chanced to say that, of the two errors, I considered falsehood worse than an occasional lapse in church attendance. The poor girls were tutored to report in Catholic ears whatever the Protestant teacher said. An edifying consequence ensued. Something - *an unseen, an indefinite, a nameless something* -

stole between myself and these my best pupils: the bouquets continued to be offered, but conversation thenceforth became impracticable. As I paced the alleys or sat in the verceau, a girl never came to my right hand but a teacher, as if by magic, appeared at my left. Also, wonderful to relate, Madame's shoes of silence brought her continually to my back, as quick, noiseless, and unexpected as some wandering zephyr.<sup>34</sup>

マダムは、生徒のカトリック正統信仰を守るという大義名分によって、ルーシーの神聖なるプライベートシーをじゅうりんするのをはばからない。「目に見えない、不明瞭な、名状し難い何か」がルーシーと生徒の間に介入して来るとルーシーは表現するのだが、これは後にムッシュ・ポールとルーシーの間を引き裂くため「ローマの霊的権威」が持つその不気味な匿名性の蔭で、イエズス会士のシラー神父と、この共同体のいわば上長であるマダム・ベックが画策したあらゆる種類の手段の予型となっている。

また寄宿学校内で幾度か出現し、滑るように現れ消えるため、一度はルーシーがマダム・ベックと間違えた<sup>35</sup>修道女の幽霊も、顔はないが、目だけはあって、ルーシーとムッシュ・ポールを監視する。

She stood mute. She had no face - no features: all below her brow was masked with a white cloth,; but she had eyes, and they viewed me.<sup>36</sup>

この修道女もまた、ムッシュ・ポールが当初、"no good living woman - much less a pure, happy spirit - would trouble amity like ours"<sup>37</sup>と言っているにもかかわらず、二人の前に出現して、丁度、教皇をはじめとするカトリック教会の「目に見えない」「顔を持たない」霊的権威が観想修道女を禁域内に幽閉する如く、ルーシーとムッシュ・ポールの愛を抑圧するのである。

ルーシーとムッシュ・ポールを監視するのは、マダム・ベックと修道女の幽霊ばかりではない。告解場の格子窓から監視の目を光らせる第三の人物は、聴罪司祭のシラー神父である。

We were under the *surveillance* of a sleepless eye: Rome watched jealously her son through that *mystic lattice* at which I had knelt once, and to which M. Emanuel drew nigh month by month - the slideing panel of the confessional.<sup>38</sup>

WolffeやBestも指摘する様に、ヴィクトリア朝プロテスタントにとって、告解場の聴罪司祭は、個人のプライバシーを侵害するばかりでなく、夫と妻、父と娘の関係にも介入し、夫や父が妻や娘に対して持つ家長権を脅かす存在である。<sup>39</sup>ローマ・カトリックの霊的権威は、前述のラッセル卿が弾劾した国家、個人のレベルばかりでなく、告解場を通して、家庭生活の独立性と自由さをも抑圧するものとされているのである。こうして"rival father"としてのカトリック司祭は、英国プロテスタントが憎悪する、国王とローマ教皇への二重忠誠を、家庭内にまで持ち込む<sup>40</sup> 由々しき偽善者とされてしまうのである。

Bernsteinも指摘する様に、これらヴィクトリア朝反カトリック論壇による告解批判は、*Villette*のプロットにも反映しており、<sup>41</sup>告解場を通して信徒は監視され、プライバシーを侵害される上に、告解場の聴罪司祭であるシラー神父もまた、夫と妻、ルーシーとムッシュ・ボールの間に介入し、二人の間を引き裂くのである。

The penitent had been with his director; permitted to withhold nothing; suffered to *keep no corner of his heart sacred to God and to himself*; the whole narrative of our late interview had been drawn from him; he had avowed the covenant of fraternity, and spoken of his adopted sister. How could such covenant, such adoption, be sanctified by the Church? Fraternal communion with a heretic!<sup>42</sup>

ルーシーとの愛に目覚める以前のムッシュ・ボールも、作品中、自らを信徒のイエズス会士と称し、<sup>43</sup>部屋の格子窓から寄宿学校の共同体を監視する。この格子窓が告解場の格子に準えてあるのは明らかだ。ルーシーは、カトリック信徒達が、こうした監

視行為にふけるのは、人間の魂に宿る本性を損ね、他人のプライバシー侵害は、個人と神の間で守られるべき神聖な領域を侵す流聖行為に他ならないと、ムッシュを糾弾する。

Monsieur, I tell you every glance you cast from *that lattice* is a wrong done to the best part of your own nature. *To study the human heart thus, is to banquet secretly and sacrilegiously on Eve's apples.* I wish you were a Protestant.<sup>44</sup>

*Villette*の中で告解が果たす役割をもう少し詳しく見てみよう。まずは、シャーロット自身がブリュッセル時代に体験した告解についてである。第二期留学時代、妹エミリを英国に置いたまま、単身ブリュッセル留学に戻ったシャーロットは、1843年の聖母被昇天祭(8月15日)に始まった夏期休暇中、たった一人取り残された寄宿学校で殆ど神経衰弱の状態に陥る。ブリュッセル市内をまるで夢遊病者の様に這回するシャーロットはある日、サン・ギユデュール教会に足を踏み入れ告解をすることになる。この時の状況を記した彼女の書簡を引用しよう。

I took a fancy to change myself into a Catholic and go and make *a real confession* to see what it was like. ... a little wooden door inside the grating opened, and I saw the priest leaning his ear towards me. I was obliged to begin, and yet I did not know a word of the formula with which they always commence their confessions. ... I commenced with saying I was a foreigner and had been brought up a Protestant. ... but I determined to confess, and at last he said he would allow me because it might be the first step towards returning to the true church. I actually did confess - *a real confession.*<sup>45</sup>

改宗を叫ぶワイズマンをロンドンで垣間見た時と同様、シャーロットはここでも、自分の住所まで渡してプロテスタントを改宗させたがるカトリック司祭のあつかましさに驚く<sup>46</sup>ののだが、この経験は、作品

中、状況設定をはじめ殆どそのまま使用されており、夏期休暇中、知的障害を持つ生徒と寄宿学校に取り残され、心身喪失状態のルーシーもまた通りがかりの教会でプロテスタントとして告解をする。Lawsonはルーシーの魂の内ではプロテスタント理性が崩れた時、カトリックの告解に向ったと指摘している<sup>47</sup>のは的を得ている。

I had not expected he would be [furnished with counsel fitting the circumstances]; but the mere relief of communication in an ear which was human and sentient, yet consecrated - the mere pouring out of some portion of long accumulating, long pent-up pain into a vessel whence it could not be again diffused - had done me good. I was already solaced.<sup>48</sup>

告解を聞いたシラー神父も、カルメル会士、十字架の聖ヨハネが『暗夜』で描いた様な、魂の浄化の暗き道程をたどるルーシーの告白に感銘を覚え、必ず自分の許に戻って来るよう連絡先を渡すが、シャーロットの場合と同様、ルーシーも聴罪司祭の指示に従わず、その権威に身を委ねない。ロザリオをつま繰るカルメル修道士として"Bylonish furnace"であるローマの権威に服することを拒否したのである。<sup>49</sup>

BernsteinとLawsonは共に、"I showed him the mere outline of my experience"<sup>50</sup>と、この場面で告解内容が読者に隠されている点に注目する。Bernsteinはそれを、語り自体を禁止されたルーシーのジェンダー性に帰し、<sup>51</sup>Lawsonは、ニューマンとキングズリの論争で浮き彫りとなった、真理を隠し信頼できない語り手ルーシーの"cunning"として解釈する。<sup>52</sup>しかし、本考察ではこれを、聴罪司祭の守秘義務に背いて、ムッシュ・ボールの告解内容を"ex justa causa"の名目の下、口外し、告解によって得られた知識を使用したシラー神父への、ルーシーの沈黙による批判であると解釈したい。"keep no corner of his heart sacred to God and to himself",<sup>53</sup> "To study the human heart thus, is to banquet secretly and sacrilegiously on Eve's apples",<sup>54</sup> "a vessel whence it could not be again diffused"<sup>55</sup>と、ルーシーが繰り返し告解によ

るプライバシーの侵害を糾弾してやまないのは、そのためである。

カトリック告解とテキスト化の関係について考察してみよう。シャーロットとルーシーの告解は共に、プロテスタントが告白者であったため、カトリック秘跡論上は無効である。しかしシャーロットの書簡にあるように、ルーシーの告解も、神の御前に行われた"a real confession"であるとすれば、本来、告解内容は神とルーシーの間のみでテキスト化されるべきものであって、ルーシーと聴罪司祭の間、更にはルーシーと物語の読み手との間であってさえ、テキスト化されることを拒否するものなのである。

即ち、告解は本来、聴罪司祭に対して行うものではなく、神に対してなされるものであり、聴罪司祭は単にキリストの代理人に過ぎず、地上の人間としてこの告解を聞いている訳ではない。告解内容を口外してはならないという聴罪司祭の守秘義務とは、告解のテキスト化によって告解内容を対象化し、告解場の外に持ち出すこと、もっと言えばそもそも、告解は人間的レベルのテキスト化自体を拒否するものなのだ。

従ってルーシーがその語りの中で、自分の告解内容をテキスト化しなかったのは、告解が本来、告白者と神の間以外のレベルでテキスト化されることを拒否するものであり、このことを、ルーシーの沈黙という形で、読み手の側のテキスト化を不可能にすることにより主張したかったからである。

一方、聴罪司祭が、守秘義務を侵犯するのは洗聖行為にはかならない。なぜなら告解内容を漏らす行為は、ゆるしの秘蹟によって神の目から消滅した罪を、再び存在させることとなり、告解の効力を侵犯したことになるからである。告解の内容を漏らす司祭はまた、本来人間として得た知識でない事柄を語るため、嘘をついたことにもなる。

カトリック教会の伝承は、聴罪司祭の守秘義務と、告解によって得られた知識の使用について厳しく規定している。尚、聴罪司祭の守秘義務を定める現行教会法983条第1項では、「秘跡上の秘密は不侵」であり、「ことは又は他のいかなる方法をもってしても、またいかなる理由に基づいてもゆるしの秘蹟を受ける者を決して裏切ってはならない」とされ、告解によって得られた知識の使用については、984条第1項「聴罪司祭は、漏洩の危険が全くない場



合でもゆるしの秘跡を受ける者に不利益を与えるおそれのあるときは、告白によって得た知識の使用を絶対に禁じられる」<sup>56</sup>とされている。

19世紀のシラー神父は、少なくとも以下三つの規定に示される様なカトリック教会の伝承に従わなければならない筈である。古いものから順に見ていこう。まず、聴罪司祭の守秘義務とその罰則規定を明確化した最初のものは、1215年に行われた第4ラテラノ公会議の教令である。この公会議では、カトリック信徒に、少なくとも年一回は告解に与り、復活祭には聖体拝領をすることをすすめているが、同時に告解場で告白された罪の内容、告白者の氏名等を口外することを禁じている。聴罪司祭が守秘義務を侵犯した際の罰則は非常に重い。

言葉、合図、その他のいかなる方法をもって、絶対に罪人状態を示すことのないよう注意しなければならない。もし助言を得るために相談しなければならない時には、告白者の名前を出さずに相談しなければならない。告白場で知った罪を口外する者は、司祭の任務を解かれ、償いをするために永久に修道院内に留められなければならない。<sup>57</sup>

具体的に守秘義務の対象となる事柄は、罪の内容、罪の事情、共犯者の氏名等が含まれることになっており、<sup>58</sup>仮にルーシーの推測通り、ムッシュ・ポールが、ルーシーとの間に交した兄妹の契りを告解場でシラー神父に告白していたとしたら、<sup>59</sup>祝祭の晩、シラー神父は、マダム・ベックとマダム・ヴァルラヴァンに対し、聴罪司祭の守秘義務に違反して、告解内容を口外したことになる。即ち、シラー神父が直接語った言葉、"My pupil ... if he remains in Europe, runs risk of apostacy, for he has become entangled with a heretic"<sup>60</sup>がそれに当たると、具体的にムッシュ・ポールの名前を挙げていなくても、その場の状況で誰か推測される場合には、守秘義務の違反となるのである。

更に告白者が共犯者のある罪を犯した際、聴罪司祭は告白者から共犯者の名前を聞き出してはいけないことになっている。<sup>61</sup>仮にムッシュ・ポールが告解場で自発的に共犯者ルーシーの名前を言っていないとしたら、この点でもシラー神父は聴罪司祭としての義務に反したことになる。

また、聴罪司祭の守秘義務とは独立に、告解によって得た知識を告白者の不利益になるように使用することは、これが禁じられている。教会伝承上これが最初に問題となったのは、修道会上長が告解によって得た知識を会の運営等、外的支配に使ってよいかどうかについてだが、この点については17世紀まで、教会の上長者は、修道会上長者も、教区司祭の上長者も、外的支配に告白の秘跡から得た知識を使っていた。しかし1590年イエズス会において、告白者の不利になるような(告白によって得た)知識の使用を禁止したのを受けて、クレメンス8世もこれを禁止したのである。<sup>62</sup>

在任中の上長、および上長に昇進した者は、自分が聴罪師であった期間中に告白において知った他人の罪についての知識を、会の外的運営に使うことのないように細心の注意を払わなければならない。<sup>63</sup>

告解によって得た知識の使用一般については、教会文書中、更に以下の規定も残されており、これは前述の現行教会法984条第1項の基となっている。

【命題】「直接または間接に罪をもたらす危険がなく、改しゅん者に不利益を与える危険がない時、そしてその知識を使用しないために、より大きな危険がある時には、告白によって得た知識を使うことができる」...【判決】告白によって得た知識を改しゅん者の不利益になるように使用するという上の命題を絶対に禁止する。たとえ制限と説明を加えても、告白によって得た知識を使用してはならない。<sup>64</sup>

告白者の不利益とは、告白者が受ける霊的、肉体的(または経済的)被害とされており、<sup>65</sup>シラー神父はこの状況で、ムッシュ・ポールの背教による霊的被害を回避するのを「正当な理由」と解釈して、彼が被るその他の被害には目をつぶり、告解によって得た知識を使用、マダム・ベックとマダム・ヴァルラヴァンの世俗的欲望を満たすのである。そもそもシラー神父が告解によって得た知識を何らかの形で使用していなかったら、ムッシュ・ポールを西インド諸島に派遣して、ルーシーとの間を引き裂こうとする三人の陰謀はこれほど迅速に成立していなかった

筈である。

ルーシーは、シラー神父が犯した罪、すなわち倫理規範すれすれのところで遂行された策略の数々や、聴罪司祭の守秘義務違反、告解から得た知識を告白者に不利になるよう使用した点等に関して、これをよく理解しており、その上で詩編103: 11-12<sup>66</sup>を思わせるような以下のコメントを記している。しかしながらこの叙述は、この三人の陰謀の全容が発覚するずっと前になされていて、シラー神父の行爲を直接糾弾する形ではなされていない点、語り手ルーシーの抑制が利いている。

There is a Mercy beyond human  
compassions, a Love stronger than his strong  
death which even you must face, and before  
it, fall; a Charity more potent than any sin,  
even yours; a Pity which redeems worlds, -  
nay, absolves Priests.<sup>67</sup>

最後に、セクションIIで述べた様に、ルーシーの魂の内でも勝利を納めた『真理』はまた、「信徒のイエズス会士」と自称していた<sup>68</sup>ムッシュ・ポールの魂の内でも勝利を納める。この『真理』によって「正当な理由」という名目であらゆる種類の嘘や言い逃れを正当化するカトリック信徒の策略が無に帰したばかりか、『真理』は、この二人がそれぞれ、修道者さながら自らに課していた「不自然な」抑圧から解放し、互いの魂に育んできた愛に、婚約という形を与えて、二人は、従順、貞潔、清貧の三つの誓願から解かれる。ムッシュ・ポールは自ら購入した住居兼学校をルーシーに託した上、この件については、これまで彼の霊的指導者であり、言わば上長として従順を誓っていたシラー神父にさえ語らない。更にムッシュ・ポールは、カトリックの倫理規範に関し、その危うさがどこから生じるのかについて次のような洞察を加えるのだ。一見正当に見える理由をねつ造して、嘘や策略、聴罪司祭の義務侵犯を正当化するからくりについてである。

I should wish to write to you sometimes: it  
would not be well to have any uncertainty  
about the safe transmission of letters; and in  
the Rue Fossette - in short, *our Catholic  
discipline in certain matters - though*

*justifiable and expedient - might possibly,  
under peculiar circumstances, become liable  
to misapplication - perhaps abuse.*<sup>69</sup>

こうしてプロテスタント『真理』は、プロテスタント論争家が徹底的に攻撃してやまない、カトリック倫理神学が持つとされた致命的欠陥を、ムッシュポールに自覚させるのである。

## V. 結び

本考察では、シャーロット・ブロンテ晩年の作品 *Villette* における反カトリシズムの諸相を論考した。*Villette* 執筆開始の時期と重なって、英国ではカトリック位階制の復興にともなう "No Popery" 論戦が開始されたが、当時反カトリック論壇が展開した教皇制、告解、倫理神学に関する批判点の多くがこの作品に反映されているのを見た。復興カトリック位階制の長、ワイズマンがローマから持ち帰った大陸ウルトラモンタニズムへの反感 - 感情に訴える宣教活動、感覚的礼拝様式 - そして何にもまして、ローマの霊的支配への反感は、作品中ルーシーがこれらを『嘘』、『虚偽』と呼んでいるばかりでなく、「正当な理由」という名目の下、言葉と行動による様々な不誠実を許容するとされたカトリック倫理神学への痛烈なパロディが、マダム・ベック、シラー神父の言動を通して成立しているのである。また、告解の本質規定についての考察から、ルーシーの告解内容が何故、明らかにされないのかについて、新たな光を当てる可能性があることにも言及した。こうしたカトリックの『嘘』と『虚偽』は、ルーシーとムッシュ・ポールの『真理』への覚醒により、打ち砕かれていくのである。

## 註

\*文中イタリックは全て本考の著者による。

1. Best, op. cit., pp.122-123.
2. Charles Kingsley, "A Review of Froude's *History of England*, vols. vii. and viii." *Macmillans's Magazine* 9: (January 1864) p. 216. reprinted in John Henry Newman,

*Apologia Pro Vita Sua*. Martin J. Svaglic ed. (Oxford: Clarendon Press, 1967) 341.

3. Kate Lawson, op. cit., p. 57.

4. Charles Kingsley, "What, then, does Dr. Newman Mean?" reprinted in Svaglic ed., op. cit., pp. 372, 381-382.

5. John Sharp, "The Influence of St Alphonsus Liguori in Nineteenth-Century Britain," *The Downside Review* 101 (1983): 66.

6. Ibid., pp. 62, 66-67, 70-71, 73.

7. Kingsley, "What, then, does Dr. Newman Mean?" p.363.

8. John Henry Newman, *Apologia Pro Vita Sua*. Martin J. Svaglic ed. (Oxford: Clarendon Press, 1967) pp. 244-245, 303-304, 445-447, 459-464, etc.. Josef L. Altholz, "Truth and Equivocation: Liguori's Moral Theology and Newman's *Apologia*," *Church History* 44 (1975): 77.

9. Newman, *Apologia*, pp. 309-310. この点についてはAltholz, op. cit., p. 80. Sharp, op. cit., p. 71も参照。尚、文中"without meaning any disrespect of a great Saint"とあるのは、仮にニューマンが忠実なカトリックであれば、聖座が正統性を認めた「聖」リグオーリの倫理教説を全て受け入れる筈であるし、また一方、リグオーリの倫理教説について、倫理性を欠くとして、これを拒否するならば、ニューマンが真正なカトリックではあり得ないとキングズリーが論駁した("What, then, does Dr. Newman Mean?" p.372)のに対するニューマンの解答である。ニューマンは、1831年、倫理問題における聖アルフォンソ・リグオーリの権威に関して見解を求めるベザンソンの大司教に宛てた教皇庁内教院の解答 (DS 2725-2727)と、ベネディクト14世が、列福のためには、神学上のけん責を受けなかった者という条件で十分であるとした点を根拠に、リグオーリの教説の一部に反対したからといって、聖座の権威に反対したことにはならないと主張している (*Apologia* pp. 304-306, 447-449)。この点についてもAltholz, op. cit., p. 80参照。

10. Newman, *Apologia* p. 244.

11. Ibid., pp. 247, 309.

12. Altholz, op. cit., p. 77. Kingsley, "What, then, does Dr. Newman Mean?" p.384.

13. *Villette* SHE I. 99-100.

14. Kingsley, "What, then, does Dr. Newman Mean?" pp. 382-383.

15. Ibid.

16. *Villette*, SHE II. p. 182.

17. Ibid., SHE II. p. 209.

18. Ibid., SHE II. p. 275.

19. Ibid., SHE II. p. 247.

20. Ibid., SHE II. pp. 248-249.

21. Ibid., SHE II. p. 255.

22. Ibid., SHE II. p. 271.

23. Ibid., SHE II. pp. 270-271. イエズス会士が財産目当ての陰謀を企てるというのはヴィクトリア朝小説の常套的プロットである。この点については、Margaret M. Maison, *The Victorian Vision: Studies in the Religious Novel* (New York: Sheed and Ward, 1961) 169-182. Robert Lee Wolff, *Gains and Losses: Novels of Faith and Doubt in Victorian England* (New York: John Murray, 1977) 31-41, passim.参照のこと。

24. 稲垣良典、「蓋然説」『新カトリック大事典』第1巻 (研究社、1996年)1019-1020. この二つの蓋然説については、Théodule Rey-Mermet, *Alphonsus Liguori: Tireless Worker for the Most Abandoned* (New York: New City Press, 1989) 465-483も参照のこと。

25. Ibid., SHE I. p. 122.

26. Gérin, op. cit., pp. 191-192.

27. 単式誓願による女子修道会については、Susan O'Brien, "Terra Ingognita: The Nun in Nineteenth-Century England," *Past and Present* 121(1988): 110-116. Susan O'Brien, "French Nuns in Nineteenth-Century England," *Past and Present* 154(1997): 142-145.

28. *Villette*, SHE I. p. 257.

29. *Lives*, SHE II. p. 77. Miss Wooler宛1846年1月30日付書簡。Dianne F. Sadoff, *Monsters of Affection: Dickens, Eliot & Brontë on Fatherhood* (Baltimore, Maryland: The John Hopkins University Press, 1982) 155も参照。

30. *Villette*, SHE I. p. 88.

31. Maison, op. cit., p. 172.

32. Maria G. McClelland, "The First Hull Mercy Nuns: A Nineteenth Century Case Study,"

- Recusant History* 22 (1994): 209.
33. *Villette*, SHE I. p. 87.
34. *Ibid.*, SHE I. p. 102.
35. *Ibid.*, SHE II. p. 3-4.
36. *Ibid.*, SHE II. p. 59.
37. *Ibid.*, SHE II. pp. 201-202.
38. *Ibid.*, SHE II. p. 203.
39. Wolffe, *op. cit.*, p. 123. Best. *op. cit.*, pp. 136-137. この点については、Paz, *op. cit.*, p. 276も参照。
40. Best. *op. cit.*, p. 136.
41. Bernstein, *op. cit.*, pp. 53-55, 61-62.
42. *Villette*, SHE II. p. 209.
43. *Ibid.*, SHE II. p. 148.
44. *Ibid.*, SHE II. p. 146.
45. *The Letters of Charlotte Brontë, with a selection of letters by family and friends* Volume I: 1829-1847 Margaret Smith ed. (Oxford: Clarendon Press, 1995) 329-330. Emily J. Bronte宛1843年9月2日付書簡。
46. *Ibid.*, p. 330.
47. Lawson, *op. cit.*, p. 55.
48. *Villette*, SHE I. pp. 203-204.
49. *Ibid.*, SHE I. p. 205.
50. *Ibid.*, SHE I. p. 203.
51. Bernstein, *op. cit.*, p. 69.
52. Lawson, *op. cit.*, p.57.
53. 註42参照。
54. 註44参照。
55. 註48参照。
56. 『カトリック新教会法典』日本カトリック司教協議会教会行政法制委員会訳 (有斐閣、1992年) 533.
57. H. テンツィンガー・A. シェーンメッツァー編 『カトリック教会文書資料集』 浜 寛五郎訳 (エンテルレ書店、1974年) DS814. 以下DSと略し、文書番号で示す。
58. A. ファン・コール 『倫理神学概論』 浜 寛五郎訳 (エンテルレ書店、1976年) 342.
59. 註42参照。 *Villette*, SHE II. p. 209.
60. *Villette*, SHE II. p. 271.
61. DS 2543-2544 1745年ベネディクトス14世小勅書 *Suprema omnium Ecclesiarum*.
62. A. ファン・コール上掲書 p. 349.
63. DS1989. クレメンス8世1593年教令。
64. DS2195. 1682年検邪聖省教令。
65. A. ファン・コール上掲書 p. 349.
66. 「主はわたしたちを罪に応じてあしらわれることなく／わたしたちの悪に従って報いられることもない。天が地を越えて高いように／怒しみは主を畏怖れる人を越えて大きい。」 (新共同訳)
67. *Villette*, SHE II. p. 218.
68. 註43参照。
69. *Ibid.*, SHE II. p. 299.

(受理 平成10年3月20日)